七　北緯三十六度十六分四十秒、東経百四十度三十四分〇秒の点 八　北緯三十六度十六分五十五秒、東経百四十度三十三分五十秒の点 九　北緯三十六度十七分〇・〇二秒、東経百四十度三十三分三十・一八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○デジタル庁告示第七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に基づく対象施設の敷地等の指定（令和三年内閣官房告示第一号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

デジタル庁の庁舎

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	東京都千代田区霞が関三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、永田町一丁目及び二丁目、平河町一丁目及び二丁目、麹町一丁目から六丁目まで、紀尾井町、一番町、二番町、三番町（次の図面に示す部分に限る。）、四番町並びに六番町（次の図面に示す部分に限る。）
東京都港区	赤坂一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三丁目から五丁目まで、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
東京都新宿区	四谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面をデジタル庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○総務省告示第二百四十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、平成二十八年総務省告示第二百二十八号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

総務大臣　林　芳正

総務省の庁舎

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	東京都千代田区霞が関二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都中央区	銀座五丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都港区	新橋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西新橋一丁目及び二丁目、虎ノ門一丁目及び二丁目並びに赤坂一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を総務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。